

武市監告示第17号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項及び武雄市監査基準第15条の規定によりその結果を公表します。

令和7年7月15日

武雄市監査委員 成松 義秀

武雄市監査委員 末藤 正幸

定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項及び武雄市監査基準第12条、第13条の規定により、その結果に関する報告を提出します。

記

1. 監査の種類 財務監査

2. 監査の対象

(1) 山内公民館	対象期間	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
(2) 西川登公民館	対象期間	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
(3) 東川登公民館	対象期間	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
(4) 北方公民館	対象期間	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
(5) 橋公民館	対象期間	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
(6) 朝日公民館	対象期間	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
(7) 武雄公民館	対象期間	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
(8) 武内公民館	対象期間	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
(9) 若木公民館	対象期間	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

3. 監査等の着眼点及び実施内容

監査は、前記の対象事務が、法令等に適合し正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げているか、また、組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として、提出された資料に基づき関係諸帳簿・台帳・書類等を監査するとともに、関係職員から説明を聴取しながら行った。

4. 監査等の実施場所及び日程

公民館	実施日	実施場所	
山内公民館	令和7年7月3日(木)	各公民館	
西川登公民館			
東川登公民館			
北方公民館	令和7年7月4日(金)	各公民館	
橘公民館	令和7年7月7日(月)		
朝日公民館			
武雄公民館	令和7年7月9日(水)		
武内公民館			
若木公民館			

5. 監査等の結果

- (1) 監査の対象とした所管の財務事務は、おおむね法令等に適合し、正確に行われていると認められた。
- (2) 勧告、指摘事項（文書勧告、文書指摘等）
特になし
- (3) 指導事項（口頭による指導・改善・要望事項等）
事務処理上留意すべき軽微な事項については、その改善報告を求めた。